

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和6年度 第2回

令和6年8月2日(金)開催

1 日 時 令和6年8月2日(金) 13時34分～16時50分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行

労働者委員 3名中3名出席

井上正克 後藤正文 佐藤伸幸

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 加賀谷賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金の金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第2回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員が出席されました。

最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は長岐部会長にお願いいたします。

○長岐部会長

本日審議する議題は、議題1.秋田県最低賃金の金額審議について、議題2.その他となっております。

それでは、議事に入りますが、審議を開始するにあたり、事務局から何か説明する事項はありますか。

○佐藤賃金室長

私の方から、机上に配付いたしました資料についてご説明いたします。

一つ目としまして、Cランク県の審議日程についてです。

8月1日現在ということで配付させていただきました。その前の状況についてはメールにてお知らせしておりましたが、その後、予備日の登録がございました。鳥取、長崎、鹿児島で登録がありました。また、結審の状況も入ってきています。Aランクの大阪が8月1日全会一致で目安通り50円引上げて1,114円で結審し、発効は10月1日予定となっております。Bランクでは静岡が8月1日使用者側反対で目安通り50円引上げ1,034円で結審し、10月1日発効予定、滋賀で本日8月2日労使一部反対で目安通り50円引上げ1,017円の10月1日発効予定となっております。

二つ目としまして、参考資料についてになります。今回、地賃で参照しうるデータとして参考資料1から3までを配付させていただきました。

参考資料1は中賃の第4回目安小委員会資料として配付されたものになります。県庁所在地別の消費者物価指数等の推移となります。秋田はCランクの下から5番目に記載されております。

参考資料2は秋田県の価格転嫁と賃上げの状況についてとなります。価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会の資料として、秋田県産業労働部産業政策課が作成したものです。ちなみにこの協議会には、労働局、連合秋田、経営者協会から代表の方が出席されております。なお、産業政策課のほうに回答106社の企業規模について問い合わせいたしましたが、時間がかかるということで回答待ちという状況です。

参考資料3は中企庁が実施している中小企業景況調査2024年4－6月期分になります。こちらは地域が東北のくくりとなっており、都道府県別の結果は公表されておられません。

わたくしからは以上でございます。

次に我妻指導官から、参考資料集の追加資料について説明いたします。

○我妻賃金指導官

令和6年度参考資料集について説明いたします。

資料9「消費者物価指数 秋田市」、資料10「秋田県鉱工業生産指数月報」、資料12「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」、資料13「秋田県内の雇用情勢」については、最新の資料を配付させていただきましたので、お手元のファイルに綴じていただき審議の参考にしていただければと思います。

なお、ファイルをお預かりしていた委員の皆様の参考資料ファイルには、最新のものを綴じておりますので、そのままお使いいただければと思います。

それでは、今回更新した資料について簡単にご説明いたします。

資料9は「消費者物価指数 秋田市」についてです。令和6年6月分の概況を見ますと、総合指数は2020年(令和2年)を100として110.5となっており、前月と同水準、前年同月比

は2.9%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報(令和6年5月分)」です。季節調整済指数が前月比マイナス4.6%となっております。

資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年5月分)」です。事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、256,822円で、前月と同水準、前年同月比では7.9%の増となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和6年6月分)」です。有効求人倍率は1.24倍で、前月比0.06ポイント減となっております。概況の県内雇用情勢は「持ち直しの動きに弱さがうかがわれ、物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられる。」となっております。

私からは、以上でございます。

○長岐部会長

ただ今の説明について、ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

特にないようですので、それでは、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」ですが、前回に引き続いて金額審議を行います。

前回、労使双方から、「基本的考え方」をご説明いただき、それに基づく金額として労働者側67円、使用者側28円を提示していただきました。その後、個別に公労会議、公使会議を実施したところですが、各側からの補足説明、金額の根拠等について公益委員から質問させていただきましたが、具体的な金額交渉までには至りませんでした。

それで、本日の審議の進め方ですが、前回に引き続き公労・公使個別での協議でよろしいでしょうか。

○小野委員

その前に1点、労働者側委員にですが、前回、基本的考え方を示していただきましたが、その中で確認させていただきたいことが1点ございます。

最後の13番の項目をご覧くださいませか。その中で提示金額現行比プラス67円は上昇率でいうと11.1%ですが、67円とした理由の一つに食料品の過年度物価指数が2023年平均で前年より8.3%上昇していると述べておりますが、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、過年度物価指数は秋田市の消費者物価指数総合と捉えてよろしいでしょうか。

2点目は、秋田市の食料品の2023年平均上昇率の資料を見ますと、上昇率はプラス8.3%となっておりますが、食料品を含めた秋田市のCPI総合の2023年の平均上昇率はプラス3.5%です。直近の6年5月期の前年度比でプラス3.4%。コメントの中に最低賃金近傍で働く労働者の場合は一般の労働者に比べて食料費への支出割合が高いために、食料品の高騰の影響を強く受けることとなったという意味と捉えましたが、それでは、最低賃金近傍で働く労働者の消費支出全体に占める食料費の割合をどの程度と捉えているので

しょうか。

○長岐部会長

公開の場で答えることが可能な範囲で回答をお願いします。

○佐藤委員

中賃の目安小委員会の中で、消費者物価のところに頻繁に購入する品目5.4%を基本に議論されたところを見て、それも含めて食べ物に占めるウエイトが賃金が低いと支出が大きいことを含めて、基本的考え方に投下して記載させていただきました。総合物価指数は3.5%ですが、最低賃金近傍でというのは物価が上がればある程度継続して使える物は我慢して買わなかったりとはあると思います。労働者側の考えとしては食べ物は中々抑えれないという思いもあり、食料費として出しました。あとは、夏休み入っていますが、フードバンクの関係者とも意見交換しますが、夏休みが終わると給食がないので痩せて学校に出てくる子供さんもいるとネットにありまして、やや情に漏れた部分もあるところもあります。そういうことも含めて食料品と記載させていただきました。

支出については、さきがけの3月23日の報道にエンゲル係数が全体的に上がっている。食品の値上げが家計を圧迫している。という記事等がありましたので、これを踏まえています。ただ、小野委員の質問にあった、どれくらい支出が増えているのかは抑えていませんので次回までに踏み込んで調べたいと思います。そういったことの原因から食料品と考え方に記載させていただきました。

○長岐部会長

小野委員の質問は2点ありましたが、今の回答でよろしいですか。さらに確認したいことはありますか。

○小野委員

1点目は秋田市でよいということですね。

○佐藤委員

そうです。

○小野委員

2点目は次回にもう少し詳しく教えていただくということですね。

○佐藤委員

はい。

○小野委員

お話申し上げたのは、総務省で5年ごとに国勢調査しておりますが、消費指数に占める品目の割合について、一般的な家計においては約20%強が食料品に充てているんです。相対的に低所得というか所得の少ない水準にある方々については食料品を多く購入するだろうという見通しのもとに食料品を取り上げたのだろうと、大幅に値上がりしている実態をとらえたものだろうと。それでは、具体的に消費支出全体に占める食料品の割合をある程度押さえてお話になっていたのかなと思ったものですから。それでは、その点がわかれば後で教えていただければと思います。

○佐藤委員

わかりました。

○長岐部会長

ほかに確認したいことございませんか。

特にないようですので、今後の審議の進め方は、公労・公使個別での協議でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、前回に引き続き公労・公使個別に協議を行いますが、前回は労働者側からでしたが、今回は希望はございますか。

○委員多数

特にありません。

○長岐部会長

それでは、使用者側から協議を行いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

では、そのように進めたいと思います。

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項の「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは、自由に話をしたいという趣旨で非公開といたします。

まず、別室で公益委員が協議した後、使用者側からお呼びしますので、よろしくお願ひします。

個別会議の場所等について、事務局からお知らせ下さい。

○佐藤賃金室長

公労・公使個別会議の別室として、合同庁舎4階秋田労働局会議室を準備しております。その間の労使委員の打ち合わせ場所として隣の第二会議室を準備しておりますので、よろしくお願ひいたします。

【 公労会議 ・ 公使会議 】

○長岐部会長

長らくお待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

本日、公労・公使会議を行いました。双方から意見を伺い、金額審議をいたしました。本日は残念ながら合意には至りませんでした。

各側から今の時点で補充意見等ありませんでしょうか。

特にないようですので、本日の金額審議はこれまでにしたいと思います。

次回の専門部会は、金額審議を引き続き行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

前回専門部会でご了承いただいておりますが、次回の専門部会は8月5日月曜日午後1時30分から、秋田合同庁舎5階第2会議室で開催いたします。

また、専門部会審議終了後、午後3時を目途に本審を開催し、改定額について結審がなされていれば専門部会報告と特定最低賃金改正決定の必要性の諮問を行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、8月5日月曜日開催の第2回専門部会の開催通知を、本専門部会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○長岐部会長

一つ教えてください。5日に時間が押した場合、本審が終わってからやりますか。今日の感じだとかなり時間がかかっていますので。

○佐藤賃金室長

時間が押して、結論が出るか出ないか。方法として、休会して特定4業種の改正決定の必要性の諮問だけを行うという方法があるかと思います。その後、専門部会を再開して審議をする。そうすると、本審を改めて開催する。待っていただくという前提であれば専門部会を最後までやって決着をつけて、次回へということなら次回でという結論を出して、結審をするなら結審して専門部会を完結した方がよろしいかと思います。

○長岐部会長

事務局はいろいろなパターンを考えてお知らせください。

それでは、今後の審議日程について、各委員のご協力をお願いします。

それでは、これで本日の専門部会を終了します。お疲れ様でした。